

農林水産統計業務に関する行政評価・監視の勧告に伴う改善措置状況（回答）の概要

【調査の実施時期等】

- 1 実地調査時期：平成11年12月～13年9月
- 2 調査対象機関：農林水産省、内閣府（沖縄総合事務局）、都道府県（25）、市町村、関係団体等

【勧告日及び勧告先】 平成13年9月11日、農林水産省及び内閣府に対し勧告

【回答年月日】 農林水産省 平成14年6月19日
内閣府 平成14年7月12日

【行政評価・監視の背景事情等】

農林水産省の統計関係の組織

本省統計情報部（5課）、地方農政局（7統計情報部）、統計情報事務所（42か所）、出張所（281か所）等から成り、職員数は、平成13年度末現在で約5,900人と、国の統計関係職員の約3分の2

統計調査に関する指摘

- ・「統計行政の新中・長期構想」（平成7年3月10日統計審議会答申）
報告者負担の軽減を図るとともに、既存統計調査の必要性、調査内容について見直しを行い、統廃合を含む調査の簡素化に積極的に取り組む必要があること。等
- ・「行政コスト削減に関する取組方針」（平成11年4月27日閣議決定）
統計調査を始めとする各種調査等に関する業務については、客体数及び調査事項の見直し、各調査のデータの共有化等による調査事項等の重複是正、類似調査の一元化や同時実施等の調査の全体的見直しを行い、経費の削減を図ること。

主 な 勸 告 事 項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>1 統計調査の合理化、効率化</p> <p>(1) 農林水産施策の改革、生産構造の変化等に対応した統計調査の廃止、見直し</p> <p>(勸 告)</p> <div data-bbox="208 451 1126 595" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>農林水産施策の改革、生産構造の変化等に的確に対応して、個別の統計調査の廃止を含めた抜本的な見直しを行うこと。</p> </div> <p>(説 明)</p> <div data-bbox="208 691 1126 834" style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>農林水産省では68本の統計調査を実施。このうち43本を大臣官房統計情報部が実施（平成12年度末現在）</p> </div> <p>農林水産施策の改革に対応した統計調査の廃止、見直し(3統計調査)</p> <p>[例] 農林家経営動向調査（平成9年度から毎年実施）</p> <p>[目的：中山間地域等の農業の生産条件に関する不利を補正するための支援施策等の検討に資すること]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食料・農業・農村基本法が成立（平成11年）し、所要の支援施策（中山間地域等直接支払交付金制度等）が創設、実施 <p>農林水産業における生産構造等の変化等に対応した統計調査の廃止、見直し（4統計調査）</p> <p>[例] 養蚕収繭量統計調査〔毎年、収繭量（収穫された生繭の重量）、養蚕農家数等を調査〕</p>	<div data-bbox="1700 256 2018 355" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>: 回答時の措置状況</p> </div> <p>農林水産統計について、農林水産施策の改革、生産構造の変化等に的確に対応する観点から見直しを行い、個別の統計調査について、次のような改善を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃止したもの <ul style="list-style-type: none"> 農林家経営動向調査、作物統計調査(なたね収穫量調査) ・統計調査の体系を見直したもの <ul style="list-style-type: none"> 農林水産業新規就業者等調査 ・廃止したもの <ul style="list-style-type: none"> 養蚕収繭量統計調査（予想収繭量調査、被害定期調査、被害応急調査及び減収調査）、種苗生産統計調査

主 な 勸 告 事 項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>・ 収繭量：24,925トン（平成2年） 1,496トン（11年。2年の6パーセント） 養蚕農家数：52,000戸（2年） 4,000戸（11年。2年の8パーセント） 養蚕に対する行政の関与：生糸の安定価格帯制度が廃止されるなど大幅に縮小</p> <p>(2) 統計調査の実施方法の合理化、効率化 (勸告)</p> <div data-bbox="208 691 1126 836" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>調査員調査又は郵送調査を積極的に活用するなど調査方法を抜本的に見直すこと。</p> </div> <p>(説明)</p> <div data-bbox="208 930 1126 1321" style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>・ 調査方法 職員調査：職員が直接調査対象を訪問 調査員調査：臨時的に雇用する調査員が調査対象を訪問 郵送調査：調査票の配布及び回収を郵送</p> <p>・ 農林水産省大臣官房統計情報部が実施する42統計調査（平成11年度末）のうち38統計調査は職員調査。他府省はほとんどが調査員調査又は郵送調査。</p> </div>	<p>・ 調査客体数を削減したもの 製材統計調査基礎調査、内水面漁業生産統計調査</p> <p>農林水産統計について、統計調査の実施方法の合理化、効率化を図る観点から見直しを行い、個別の統計調査について、次のような改善を実施</p>

主 な 勸 告 事 項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>郵送調査とすることが可能と考えられるもの(5統計調査)</p> <p>[例] 農業生産環境調査[市町村及び農業改良普及センターを対象に、調査票を郵送し、職員が調査客体を訪問して回収]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 郵送で回収することが可能 <p>なぜならば、調査内容が平易、回答方法は選択式、調査客体は地方公共団体であり回収確実</p> <p>調査員調査とすることが可能と考えられるもの(4統計調査)</p> <p>[例] 加工食品流通動態調査[食品製造業等の企業・事業所を対象に、総販売額、品目別販売額等を調査]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 食品産業の事情に詳しい者であれば、調査内容を説明し、協力を求めることは可能 <p>2 情報収集等業務の合理化、効率化 (勸告)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>① 本省企画業務のうち、中央卸売市場に職員を常駐させて行っている業務(「生鮮食料品のマーケット・レポート(卸売市場情報)」)については、必要性を含めその在り方を抜本的に見直すこと。</p> <p>② 地方農政局(統計情報部)企画業務のうち、イベントの開催や朝市・産地直売所の所在地案内等に関する業務については廃止すること。</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員調査を郵送調査に変更したもの 農業生産環境調査、食品産業動向調査、青果物卸売市場調査(一部)、花き卸売市場調査(一部)、水産物流通調査(消費地月別品目の調査)(一部) ・ 職員調査を調査員調査に変更したもの 木材流通調査(木材流通構造調査)、牛乳乳製品統計調査(基礎調査)(一部)、加工食品流通動態調査(一部)、生鮮食品流通動態調査(一部) <p>① 本省企画業務のうち、「生鮮食料品のマーケット・レポート(卸売市場情報)」の作成業務については、需給安定・価格安定対策等の政策ニーズに対応して、情報収集内容を国産・輸入主要青果物についての取引情報に重点化する等、当面、以下の見直しを行うとともに、その在り方について更に検討を進めているところ</p> <p>i) 情報収集内容について、平成14年1月から、指定野菜に関する取引概況等の政策部局のニーズに重点を置いたもの</p>

主 な 勸 告 事 項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>(説 明)</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>統計情報組織では、統計調査のほか情報の収集・分析業務を実施</p> </div> <p>生鮮食料品のマーケット・レポート(本省企画)</p> <p>[東京(大田及び築地市場)、大阪(本場及び東部市場)の4中央卸売市場(青果物)における取引概況や今後の動向(入荷量及び価格の見通し)等に関する情報を収集、取りまとめ、日々提供。 東京及び大阪の3中央卸売市場に計17人が常駐]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・類似の情報は、新聞、卸売会社においても提供 <p>「イベント情報」、「朝市・産地直売所の所在地案内」等の情報の収集・提供(7地方農政局(統計情報部)中4局で企画)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・このような情報は、都道府県、市町村、関係団体等もホームページや広報紙等で提供 <p>3 地方統計情報組織の合理化等</p> <p>(1) 出張所の統廃合の推進</p> <p>(勸 告)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>最寄りの出張所間の距離・所要時間や出張所の配置職員数、調査客体の分布状況等を勘案した出張所の統廃合の基準を策定し、これに則して計画的に出張所の統廃合を推進すること。</p> </div>	<p>に絞り込んで実施</p> <p>ii) 情報収集対象市場について、大阪市東部市場のマーケット・レポートを平成13年12月をもって廃止</p> <p>また、東京都の2中央卸売市場のうち築地市場については、職員の常駐及びマーケット・レポートを廃止する方向で検討中</p> <p>② 地方農政局の地方企画業務のうち、イベントの開催や朝市・産地直売所の所在地案内等に関する情報収集・提供業務については、平成13年度から廃止</p> <p>平成15年度から計画的に実施すべく、統廃合の基準、該当する出張所について庁舎等の確保の可能性、必要な経費等について検討を進めているところ</p>

主 な 勸 告 事 項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>(説 明)</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>出張所の設置数 (昭和24年度) 2,113か所 (平成13年4月1日) 277か所 平成13年度以降は、統廃合計画なし</p> </div> <p>出張所相互間の距離が短い場合は、統廃合を推進する余地あり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査対象158出張所のうち最寄り出張所までの道路距離が30キロメートル(車で所要時間が約1時間)未満の出張所が63か所(40パーセント)。中にはわずか8キロメートルの例 <p>職員数の少ない出張所では、緊急的な調査への機動的な対応が困難</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記63出張所のうち21か所は10人未満 <p>(2) 地方統計情報組織における要員配置の合理化</p> <p>(勸 告)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>統計情報事務所及び出張所について、業務量に見合った要員配置となるよう見直すこと。</p> </div> <p>(説 明)</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>地方統計情報組織の定員 (昭和43年度末)12,095人 (平成13年度末) 5,549人</p> </div>	<p style="text-align: center;">地方統計情報組織における要員配置について、平成15年度から計画的に見直しを進めるべく、職員の合理的配置についての基準について検討を進めているところ</p> <p style="text-align: right;">(農 林 水 産 省 、 内 閣 府)</p>

主 な 勸 告 事 項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>統計情報事務所の1人当たり業務量</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事務所の職員数 / 当該事務所の総務課職員数 : 10人から18人と較差 ・ 「農業経営統計調査」の調査対象農家数 / 事務所の担当職員数 : 19戸から96戸と較差 	